公

告

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………

(水産振興課)

(商工政策課)

(道

課 局域

> : : :

四 \equiv

県中 民地 路

:

껃

同

同

: :

Ŧî. 四 ○証紙売りさばき人の指定…………

○道路の供用の開始…………………

(道

課) ::

同 路 告

示

目

次

〇右

番図 号面

種道

類の

路 線 名

変

更

0

区

間

前後別 変更の

敷

地 0)

幅 員

敷

地 0)

延

長

備考

前

二〇・〇〇メートルまで

二八・五〇メート

iv

後

三〇・六〇メートルまで

二八・五〇メート

路

石 台右

同..... 同.....

1

県

道

黒石線 弘前田舎館

弘前市大字境関字西田五八の一まで 弘前市大字高崎字広田一一三の三から

第四千三百六十五号

平成二十九年

示

青森県告示第七百二十三号

(会計管理課) … 二

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

備部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年十一月十九日まで青森県県土整

平成二十九年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、 同項の規定により公示する。

備部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年十一月十九日まで青森県県土整

出 先機 関

○土地改良区の役員の退任
(県 上 北 地 域
_

:

Ħ.

教育委員会

保文 護化

課財

:

Æ.

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出… 事 務 局

:

平成二十九年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百二十五号

三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。 青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例 (昭和

平成二十九年十月二十日

三 申 吾

青森県知事 村

売りさばき人の住所及び氏名

十和田市西一番町一六のニニ

山田 英雄

指定年月日

平成二十九年十月十三日

売りさばき場所

 \equiv

十和田市西一番町一六のニニ

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規

平成二十九年十月二十日

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事

三

村

申

吾

メガ弘前駅前店

弘前市弘前駅前北地区土地区画整理事業地内一一街区

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森市新町二丁目五の八

紅屋商事株式会社

代表取締役 秦勝重

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年五月二十七日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五.

、三二五平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

六

1 駐車場の位置及び収容台数

四四台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

三四台(位置は、届出書添付図面のとおり)

荷さばき施設の位置及び面積

3

一二三平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

4

一四立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻

午前九時

閉店時刻

午後十一時

告する。 模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公

3

時間

来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時十五分まで

2

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

4

届出年月日

二十四時間

八

平成二十九年九月二十六日

届出書及び添付書類の縦覧

九

1

場所

2 期間

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

平成二十九年十月二十日から平成三十年二月二十日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

+ 意見書の提出

青

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

る。

提出期限

平成三十年二月二十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

平成二十九年十月二十日

第十二条の規定により次のとおり公示する

青森県知事

三

村

申

吾

物品等の名称及び数量

漁業取締船 一隻

<u>-</u> 調達方法

製造

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森市長島一丁目一の

青森県農林水産部水産局水産振興課

四 契約の方法

般競争入札

落札者を決定した日

Ŧī.

平成二十九年七月七日

六 落札者の名称及び住所

三菱重工業株式会社

東京都港区港南二丁目一六の五

落札金額

七

六億四千八百万円

八 落札者を決定した手続

者を落札者としたものである。 者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、 漁業取締船の製造に要求する技術的能力を有すると判断した申請書等を提出した 最低の価格をもって有効な入札を行った

九 入札の公告を行った日

平成二十九年五月二十六日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第十二条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

八

入札の公告を行った日

平成二十九年八月四日

建設業者の許可の取消し

低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

入札説明書の要件要求を全て満たした者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最

平成二十九年十月二十日

青森県知事

1 特定役務の名称

特定役務の名称及び数量

低濃度PCB含有廃棄物処理(運搬・処分)業務委託

2

塗膜片等廃棄物混入土砂(二百リットルドラム缶入り、 内容量二百七十五キロ

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

グラム程度(ドラム缶重量を含む))六百五十缶

青森県県土整備部道路課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

青

森

県

報

平成二十九年九月二十一日 落札者を決定した日

四

落札者の名称及び住所

Ŧi.

協力施行者

(処分事業者)

ユナイテッド計画株式会社

秋田県潟上市昭和豊川槻木字槻一三の

(収集・運搬事業者)

日本通運株式会社

東京都港区東新橋一丁目九の三

六

二千六百三十二万五千円

落札者を決定した手続

七

 \equiv 村 申

吾

る

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、

次のとおり

平成二十九年十月二十日

青森県知事

三

村

申

吾

商号又は名称 クマガイ建総

 \equiv 氏名 熊谷忠

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字千年二丁目九の二二

許可番号 青森県知事許可 (般—二四) 第二〇〇五五三号

取消年月日 平成二十九年九月二十五日

Ŧī. 四

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十九年七月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

平成二十九年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青

代表者の氏名 商号又は名称 築舘陽子 有限会社黒石開発

 \equiv 主たる営業所の所在地 黒石市松原一四八の二

四 許可番号 青森県知事許可(般—二九)第四三一三号

Ŧī. 取消年月日 平成二十九年九月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

取消しの原因となった事実 土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

平成二十九年九月一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由に

七

より解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第 項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

平成二十九年十月二十日

る

青森県知事 三 村 申 吾

商号又は名称 藤田工務店

氏名 藤田文友

主たる営業所の所在地 弘前市大字青女子字桜苅二七〇の九

許可番号 青森県知事許可(般—二四)第二〇〇三六七号

Ŧī. 取消年月日 平成二十九年十月二日 兀

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す -成二十九年九月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

る。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

砂土路土地改良区から、 規定により公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、下 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の

平成二十九年十月二十日

上北地域県民局長

櫻

庭

憲

司

"	理	区役員
	事	別の
千葉	竹内	氏
孫一	広之	名
"	一上	
"	和東北	住
11	和大字	
字明堂向六八の一	北郡東北町大字大浦字東道ノ上二五の	所
"	平成完,九	退任の年月
	九二()	日

育 委 員

教

青森県教育委員会告示第八号

告示する。 五条第五項の規定により、県技芸の指定を解除されたので、同条第六項の規定により 指定され、青森県文化財保護条例(昭和五十年十二月青森県条例第四十六号)第二十 条第一項及び第二項の規定により、平成二十九年十月二日付けで重要無形文化財に 次の表に掲げる県技芸は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第七十

平成二十九年十月二十日

青森 県 教 育委員 会

政党以外の政治団体

(代表者氏名)政治団体の名称

異動事項

新

旧

年異

月 日動

県技芸	種別
津軽塗	名
	称
津軽	保
塗技術!	持
保 存	団
会	体
青平森成	及指
森県教育委員	び定
委員人	音示
会月 告十 示五	示 年 番月
 宗 第 号	田月 号日
ラ	• -

選 挙 理 委 員 会

より告示する。 の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に 青森県選挙管理委員会告示第七十七号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、次

平成二十九年十月二十日

政党の支部

崎 光 顯

青森県選挙管理委員会委員長 柿

(山内 崇) 民進党青森県第3	(津島 淳) 自由民主党青森県	(木村 次郎) 第四選挙区支部 自由民主党青森県	(代表者氏名)
名称団体の	会計責任者	代 表 者	異動事項
3総支部 民進党青森県第	伊藤實	木村 次郎	新
4区総支部 民進党青森県第	竹内 滋仁	木村 太郎	旧
二九・九・二七	二九・九・一三	元平 ・成 ・ 三	年異 月 日動

(木村 勝彦) 浜谷豊美後援会	(鳴海 康安) (鳴海 康安)				(舘 功悦) 髙山浩司後援会
代表者	の 区分 団体 関会議 員関	会計責任者	代表者	名称団体の	会計責任者
木村 勝彦	治団体 出団体以外の政 国会議員関係政	成田 豊身	鳴海 康安	連合会 本村次郎後援会	髙山 千賀子
小沢 勝司	係政治団体 係る国会議員関 第一項第二号に 法第十九条の七	信平孝	鳴海 広道	連合会 木村太郎後援会	高山 良雄
二九• 九•一六	二九・七・二五		二九・九・一	-	元平成七二四

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人) 東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行